

筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例

昭和 46 年 4 月 1 日
条例第 2 号

改正	昭和48年 3 月31日 条例第 1 号	昭和51年 8 月 6 日 条例第 4 号
	昭和52年 9 月 1 日 条例第 4 号	昭和53年 2 月27日 条例第 2 号
	昭和54年 2 月23日 条例第 2 号	昭和54年 6 月20日 条例第 4 号
	昭和55年 2 月26日 条例第 8 号	昭和56年 8 月20日 条例第 4 号
	昭和57年 3 月31日 条例第 2 号	昭和58年 3 月30日 条例第 1 号
	昭和59年 3 月30日 条例第 3 号	昭和63年 3 月24日 条例第 2 号
	平成 2 年 3 月30日 条例第 4 号	平成 3 年 3 月28日 条例第 3 号
	平成 4 年 4 月 1 日 条例第 3 号	平成 6 年 3 月31日 条例第 2 号
	平成 7 年 1 月20日 条例第 1 号	平成10年 2 月 2 日 条例第 1 号
	平成11年 3 月30日 条例第 2 号	平成13年 3 月30日 条例第 2 号
	平成13年10月16日 条例第 3 号	平成14年 3 月28日 条例第 2 号
	平成15年 3 月28日 条例第 5 号	平成18年 3 月30日 条例第 3 号
	平成26年11月 7 日 条例第 3 号	令和 2 年 2 月19日 条例第 2 号
	令和 4 年 2 月17日 条例第 2 号	

(定義)

第 1 条 この条例で「職員」とは、筑西広域市町村圏事務組合に常時勤務する地方公務員で、一般職に属する者（臨時的に任用される職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）を除く。）をいう。

(定数)

第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者の事務部局の職員 50 人
- (2) 消防職員 330 人

(定数外職員)

第 3 条 前条に定めるもののほか、任命権者は、予算の範囲内で、臨時に必要な人員を雇用することができる。

2 休職者は、定数のほかにおくことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 48 年 3 月 31 日 条例第 19 号)

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 51 年 8 月 6 日 条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 5 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 52 年 9 月 1 日 条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 52 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 53 年 2 月 27 日 条例第 2 号)

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 54 年 2 月 23 日 条例第 2 号)

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 54 年 6 月 20 日 条例第 4 号)

この条例は、昭和 54 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 2 月 26 日 条例第 8 号)

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 56 年 8 月 20 日 条例第 4 号)

この条例は、昭和 56 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 31 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 30 日条例第 1 号）

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 3 月 30 日条例第 3 号）

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 24 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 30 日条例第 4 号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 28 日条例第 3 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 4 月 1 日条例第 3 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日条例第 2 号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 1 月 20 日条例第 1 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 2 月 2 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日条例第 2 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 10 月 16 日条例第 3 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 28 日条例第 2 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 28 日条例第 5 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日条例第 3 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 11 月 7 日条例第 3 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 19 日条例第 2 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 17 日条例第 2 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。